

議案第76号

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月5日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

阿見町附属機関の設置に関する条例(平成20年阿見町条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

阿見町地域生活支援拠点整備事業者選考委員会	阿見町地域生活支援拠点整備事業者選考委員会要綱(令和元年阿見町告示第266号)に基づき、地域生活支援拠点の整備及び運営を希望する事業者等から提出された申請書類の審査等を行う。
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

を

」

阿見町地域生活支援拠点整備事業者選考委員会	阿見町地域生活支援拠点整備事業者選考委員会要綱(令和元年阿見町告示第266号)に基づき、地域生活支援拠点の整備及び運営を希望する事業者等から提出された申請書類の審査等を行う。
阿見町自殺防止対策連携会議	阿見町自殺防止対策連携会議設置要綱(令和5年阿見町告示第 号)に基づき、阿見町自殺対策計画の策定及び自殺対策の推進について必要な事項を審議する。

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行			改正後			備考
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関名	主な担当事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機関名	主な担当事務	
町長	(略)	(略)	町長	(略)	(略)	
	阿見町地域生活支援拠点整備事業者選考委員会	阿見町地域生活支援拠点整備事業者選考委員会要綱(令和元年阿見町告示第266号)に基づき、地域生活支援拠点の整備及び運営を希望する事業者等から提出された申請書類の審査等を行う。		阿見町地域生活支援拠点整備事業者選考委員会	阿見町地域生活支援拠点整備事業者選考委員会要綱(令和元年阿見町告示第266号)に基づき、地域生活支援拠点の整備及び運営を希望する事業者等から提出された申請書類の審査等を行う。	
	(略)	(略)				
教育委員会	(略)	(略)		<u>阿見町自殺防止対策連携会議設置要綱(令和5年阿見町告示第 号)に基づき、阿見町自殺対策計画の策定及び自殺対策の推進について必要な事項を審議する。</u>		
			教育委員会	(略)	(略)	

議案第76号 説明資料

【主な改正の理由】

- (1) 附属機関の新設に伴い、当該附属機関の追加を行うもの。

【改正の事由等】

附属機関名	区分	事由	所掌事項
阿見町自殺防止対策連携会議	新設	事業開始に伴う新設	阿見町自殺対策計画の策定及び自殺対策の推進について必要な事項を審議する。